

●香川県告示第584号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成24年12月18日から平成25年1月1日まで下笠居漁業協同組合において縦覧に供する。

平成24年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市亀水町592番地6号 藤本 聖二

高松市亀水町336番地 内山 弘

高松市亀水町428番地 高橋 孝三

2 加入区の名称

下笠居加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

下笠居漁業協同組合